

論文

香港社会における非中国語母語話者の児童生徒への広東語教育

—地域統合を目指した教育支援—

大 和 洋 子

Cantonese education for Non-Chinese speaking children in Hong Kong
—in search for inclusive society of ethnic minorities—

YAMATO, Yoko

【Abstract】

Hong Kong has a long history of diversity, with about 8 % of the population from ethnic minorities. After the handover of sovereignty to China, Hong Kong went through a series of educational reforms, including the language policy and stake-hold examination system over the years. The reform aimed to provide equal opportunity for everyone but in recent years different organizations and researchers have addressed the educational issues of ethnic minorities.

This paper first tries to identify the reasons why the issues of non-Chinese speaking children started to emerge during and after the educational reforms, then link the issues raised to prove that the Hong Kong system has shifted from a top-down strategy to a bottom-up direction for policy making. In fact, recent amendments in educational policies and improvements in school education were brought about by persistent appeals from NGOs and some organizations. They play a role of policy monitoring which used to be conducted by a professional group of authorities.

A sudden implementation of National Security Law by the Chinese authority in 2020 is said to have ended Hong Kong's autonomy for 50 years under the "One country two systems". However, the persistence of its own education system with Cantonese as Hong Kong's language and its political decision-making procedure makes Hong Kong different from the mainland.

Keywords: Non-Chinese Speaking Children¹⁾, Language policy, Cantonese education, segregated education, inclusive society

キーワード：非中国語母語話者の児童生徒、言語政策、広東語教育、分離教育、統合社会

1. 研究の背景

香港は中国語（主に広東語）を母語とする華人²⁾が全体の9割を超える社会であるが、様々な民族、出自の住民が混在する多民族社会でもある。歴史的背景から英国を含む英語ネイ

タイプ圏からの白人³⁾人口も一定数存在する。国未満、地域以上の疑似国家である香港では、パスポートによる国籍（複数のパスポート保持者も少なくない）よりも、合法的に香港に在住する住民に発行される香港居民証が身分証明証になる。そのうち永久居民証の所持により選挙権を持ち、様々な社会福祉を受けられる香港公民となり、出自は問われない。東京都の半分ほどの面積に727万人の人々が暮らし、多種多様な教育⁴⁾が展開されている。

本考察は、英国植民地時代に傭兵などとして徴用されたインド・パキスタン系の古くから在住する民族的少数者（学齢期にあるのは第3、4世代）と近年増えている（南）アジアからの移民の教育に焦点を当てる。非中国語話者は返還前も存在したが、かれらの教育課題が表立って取り上げられることは管見の限りなかった。むしろ、研究の中心は中華系香港人の英語力の低下と教授言語、英語教育に関するものに席卷されていた。過去15年ほどの間に特に非中国語母語話者の教育課題が急に表面化してきたように思われる。2021年の人口普查（国勢調査）によれば、人口727万人のうち中華系が91.6%、そのなかで広東語母語話者に限ると88.2%、民族的少数者は人口の3.6%に当たる約263,000人である。そしてこのうち約8万人（民族的少数者の30.4%）を占める南アジア、東南アジア出身の民族的少数者を本考察の「民族的少数者」とする。それは、欧米系の民族的少数者は、国際学校ないし、母国の教育課程を提供する外国人学校があり、その子どもが現地教育課程校で学ぶことはほほえない。また、日本人や韓国人など東アジア出身者も日本人学校や韓国人学校があり、現地校で学ぶのは、両親のどちらかが香港の華人であり、教育課題として俎上に上がる案件は出てこない。

香港で発表されている非中国語話者を対象にした研究は、かれらの学習機会の問題や教育格差を論じたBhowmik, Kennedy, & Hui (2017)、かれらが学校で落ちこぼれる要因を指摘したBhowmik (2019)、そして香港社会への統合に関する政策提言 (Kwok, Lee & Law, 2018) などがあるが、そもそも学校の教科書で非中華系住民が部外者として、また、社会課題として記述されていることをJacksonは指摘する (2021, p.68)。邦文では、香港の非中国語母語話者の集まる初等学校（本考察で注目する「指定校」の1校：後述）を複数回訪問し観察したエスノグラフィー研究（石川、2019, pp.189-210）、同じく石川による、教育格差と近年の教育支援政策をまとめたもの（2019, pp. 62-75）がある。なお、香港で「新移民⁵⁾」とは返還前後から急増した大陸からの児童移民（及びその親）を指し、中国語が母語である「新移民」は課題の種類が異なるため、本考察では扱わない。

2. 研究の目的

非中国語母語話者の教育課題や貧困問題、社会統合に関する問題意識は返還を迎えてから多く語られるようになったと思われる。特に特別行政区政府の2014年施政報告には民族的少数者への支援と若年層への支援が示されたが、2018年の施政報告に再度、民族的少数者への支援強化を宣言している。

本論考では、まず1) 返還後になぜ非中国語母語話者である民族的少数者の教育が問題と

して取り上げられるようになったのか、その背景を確認する。次に2) 近年非中国語母語話者の教育問題や社会統合の問題を指摘している組織が何であり、どのような問題を指摘しているかを整理し、3) それらの指摘がどのように施政報告や教育政策に反映されているかを考察する。そして最後に、4) 現行の教育支援の中で文献調査だけでは読み解けない課題を明らかにし、今後のフィールドワークへの課題設定へつなげることを目的とする。

中国返還後に大々的に始まった教育改革は、1984年に法曹界、教育各界、学識経験者などの有識者から組織された教育コミッション (Education Commission; 教育統籌會)⁶⁾ の指揮の下、段階を踏んで実行されてきたものである。教育コミッションの役割は、その集大成である2000年発表の『香港教育改革建議: Lifelong Learning, Learning for Life』と、その後の継続的モニタリングにより2012年から始まった新試験、香港中學文憑考試: Hong Kong Diploma of Secondary Education (以下「証書試験」とする)の導入をもってその大役を果たした(大和, 2014)が、その時点で既に研究機関や民間団体から教育改革や証書試験の新たな課題が指摘されており、それらは民族的少数者への教育に関するものであることが明示(p. 128)されている。

近年の教育に関する課題の報告は、改革を先導してきた教育コミッションのように、一つの組織が継続してモニタリングをしているわけではなく、様々なアクターがそれぞれの視点や立場から現状の課題を指摘している。それまでのトップダウンの改革から市井から上がってきた課題を拾い上げ、政策に反映させるボトムアップのベクトルに移行しつつあるように感じられる。これまでの研究には、市民団体や研究機関からあげられた個々の問題提起と政策とを関連付ける研究が管見の限りまだない。本研究では、市井から上がった問題提起が政府のどの機関を通して政策にいかに関係されていくのかを関係づけ、ボトムアップの過程を明らかにしていきたい。

3. 問題の背景: 言語政策と学校での教授言語

3-1 返還前の学校教授言語とテキスト

イギリス統治時代は、長いこと英語が唯一の公用語だった。1970年代には、学生運動が盛んになり、中国語による教育を訴える大きなデモが起こっている。この学生運動をきっかけに1974年に公用語に中国語が加えられた。香港でいう中国語は繁体字を使う広東語を意味する。政府の出す様々な通達が英語に加えて中国語でも発表されるようになるのは1989年からである。香港の初等教育は、現地の生活言語である広東語で実施され、中等教育は高等教育への接続に有利な英語で行うアングロ・チャイニーズ校が大多数を占めていた。当時は中国語の科目以外は英語で編纂されたテキストしかなく、語学以外の一般教科の授業は、英語と広東語を混ぜて教育を行う学校が多勢だった(Adamson & Li, 1999)。このありさまを憂える教育者のDavid C. K. Cheungは、再三にわたり、中等教育段階の教育も母語(広東語)に切り替えるべきであることを訴えていた(Sweeting, 2004, p467)。このような背景があり、返還前の教育研究は英語教育と教育効果の関係といった華人の問題を扱うものが多かった。

華人が多数派であるため、民族的少数者が多く集まる学校（Designated schools：後述）はこれらの大きな社会変動に隠れているが、非中華系の現地学校は一貫して初等教育から英語を教授言語に、そしてかれらの母語（一部）を教科として教育を行っていた。非中華系の学校も現地メインストリームの公立校（官立校：Government schools 及び資助学校：Aided schools）である。このように、香港の教育課程を提供する現地メインストリーム校は、民族により棲み分けができており、中華系と非中華系による分離教育が行われていた。非中国語母語話者は一般の中華系学校（Ordinary schools）には入学できず、指定校（Designated schools）にしか入学できなかったのである。なお、香港の高等教育への接続では、香港版 A レベル試験（Hong Kong Advanced Level Examination: HKALE）の「英語」と「中国語」は香港人の必修科目であったが、非中国語母語話者は、「中国語」の試験は華人とは別途、英国の試験である GCSE AS-level の受験で代用できる特例があった。こちらは英国人の外国語としての中国語であり、香港で使用する繁体字ではなく、簡体字が用いられている。このため、非中国語母語話者にとって、必修の中国語は英国の中学生が外国語として勉強する程度で十分だったということになる。

3-2 母語教育政策の導入と両文三語政策

返還前の教育では、多くの生徒が英語ばかりか中国語も満足に習得できずに基礎学力すら身に付かないままで5年間の中等教育を終えていることが問題視されていた。教育署には教授言語に関する多くの研究成果が蓄積されており、それらの研究によれば、学力が上位30%の生徒のみが英語による教育で成果を出せることが分かっていた。返還前から教育署は母語を教授言語にするよう、再三にわたり勧告を出していたものの、何より教科書が英語編纂であり、統一試験の香港版 O-レベル試験（Hong Kong Certificate of Education examination: HKCEE）と A-レベル試験（HKALE）が英語で実施されるうえ、高等教育も原則教授言語が英語であったため、英語の優位性は変わらず、学校現場からは無視されてきた。そこで返還翌年の1998年9月の新学期より、初めて強制力のある「母語教育政策」が実施された。これは、全ての中等学校の教授言語を政府が指定するもので、約500校あった中等学校の内、114校のみに英語で授業を行うことを認め、残りの学校は、英語科目以外を広東語で授業を行う決定を下したものである。英語教授校（EMI校）=学力上位校、広東語で授業を行うCMI校=学力低位校というラベリングにもつながった。なお、このEMI校、CMI校というラベリングは2009年に廃止され、現在は旧CMI校でも教科やクラスによっては教育局の定める基準を満たせば英語による授業が開講できる。

中等教育をEMI校とCMI校とに分別した際に、行政区政府が謳った言語政策が「両文三語」、つまり英語と中国語（繁体字）で読み書きができ、英語、標準中国語（以下「普通話」とする）と広東語でコミュニケーションが取れる人材を育てるという政策である。国語小学校1年次からこれまでの中国語（広東語）に加えて大陸の標準語である「普通話」が教科として加えられた（Li, 2009; Poon, 2019 等多数）。

この強制的な母語教育政策だが、非中国語母語話者を集める指定校は、元々彼らの母語が

広東語ではないこともあり、この母語教育政策でCMI校に指定されることはなく、小学校から英語が主な教授言語であり続けた点に注目したい。

3-3 母語教育政策に伴った中国語による教科書の開発と試験の開発

母語教育の導入で真っ先に行われたことが、中国語による学校テキストの編纂である。当時は内容までをチェックする検定というものはなく、複数の出版社が各教科のテキストを中国語（繁体字）で出版した。母語としての中国語による中等学校のテキスト開発である。これで教授言語が広東語に指定された学校の生徒は中国語のテキストを用いて母語である広東語で授業を受けられるようになった。さらに、それまで語学以外の試験科目の言語は英語のみだったが、中国語版の試験問題も作成され、生徒は試験言語を英語と中国語（繁体字）から選択できるようになった。しかし、第二言語としての広東語学習テキスト作成の発想は、この時点ではまだない。

3-4 言語政策の変更が与えた非中国語母語話者への影響

母語教育政策で言う「母語」とは、多数を占める広東語話者である華人の母語のみを指し、民族的少数者の母語は無視されている。教育課程では、英語と広東語だけでなく、小学校一年から「普通話」が教科として加わったため、非中国語母語話者にとっては、自分の母語ではない言語を3つも同時に学ぶことになり、負担は重くなった。香港の教育改革は、大多数を占める広東語を母語とする華人の教育を念頭に青写真が描かれており、民族的少数者への言及が見当たらない。それは恐らく、かれらが指定校に集められ、小学校から高等教育まで一貫して英語で教育を受けられる「恩恵」に浴してきたと思われていたからかもしれない。しかも必修の中国語の試験は、レベルの高い香港の試験ではなく、英国の中学生が外国語として履修する、簡体字を用いた普通話でよかったのである。しかし母語教育政策そして「三文三語」の導入により、非中国語母語話者の集まる指定校でも英語と中国語学習が強化され、特に広東語の習得が必須になった。返還後の言語政策により、民族的少数者の教育課題に関する研究や報告が目立つようになってきたのは、このように母語ではない言語を母語として、母語話者がほとんどいない学校環境で学ばなくてはならなくなったことに起因している（Unison；平等機会委員会；教育局；Centre for Advancement of Chinese Language Education and Research: CACLER など）。

4. 本研究で注目するアクターとその役割

香港における社会福祉部門は、英国統治時代から伝統的に民間団体に委ねる形で発展している（澤田、1997）。ここで注目するのは、①平等機会委員会（Equal Opportunities Commission: 以下、「平等機会委員会」とする）、②香港融樂會（Hong Kong Unison: 以下、「Unison」とする）、③香港 Oxfam の3つの組織である。平等機会委員会は、返還を迎える直前の1996年5月に、法定機関として設立された。設立以前には性差別条例（Sex Discrimination

Ordinance) と障害者差別条例 (Disability Discrimination Ordinance) が制定されていたが、平等委員会設立後の 1997 年に家庭状況差別条例 (Family Status Discrimination Ordinance) が、そして 2008 年に人種差別条例 (Race Discrimination Ordinance) が制定された。平等機会委員会は、この 4 種類の差別禁止項目を監視する役目にある。当委員会は、民間から上がってくる意見をもとに調査を実施した上で報告書を作成し、立法議会で報告したり、必要に応じて裁判に持ち込んだりすることで問題解決を図るボトムアップの手法をとる。この委員会は民族的少数者の教育問題やかれらの貧困からくる機会均等剥奪の問題や、非中国語話者の社会統合への働きかけもしているため、委員会の報告書や立法議会での発言に注目する。

一方、民間団体である Unison は、2001 年 3 月に結成され、2005 年には香港の公的慈善機構として登録された。NGO としては後発であるが、民族的少数者に特化した支援を行う団体であり、特に民族による差別や教育格差に関する論文を発表 (Unison 2012; 2018 等) したり、差別廃止のキャンペーンを打ったり (図 1)、非中国語話者への奨学金制度を設け (2008 ~) たり、立法議会でかれらを代弁する教育面での差別の指摘 (Unison, 2006a; 2006b; 2007; 2008 等々) を行ったりと、積極的に活動している。Unison の活動は継続的であり、提言には独自の調査結果による裏付けがあるため、Unison の提言が政策に反映されていると思われる事例が多々見られる。

香港 Oxfam も民族的少数者の当然の権利獲得に、また学校現場の教員側から見た支援の必要性の調査をしており、政策改善に一役かっている。

教育コミッションがその役割を終え、一組織によるモニタリング機能がなくなってから、これらの複数の機関が行うモニタリング機能は香港の教育政策の軌道修正や改善に大きく影響を及ぼしていると思われる。Unison, 平等機会委員会、Oxfam のほかにも政府内の統計處



図 1 Unison 制作の啓蒙葉書デザインの一つ

2012 年頃のある一定期間、地下鉄の各駅構内にポスターを掲示していた。
中文：少数であるほど、かれらに耳を傾ける必要がある。

や民間団体の民族的少数者に関する報告書を丁寧に拾っていききたい。

5. 民族的少数者への配慮

5-1 分離教育から統合への動き

返還後に、民族的少数者への関心は、徐々に高まりを見せるようになっていった。2000年には Yang Memorial Methodist Social Service が、「南アジア出身の子どもの教育と社会適応調査」を発表しており、かれらの教育機会が限定されているため、広東語ができずに就業機会も狭まってしまうことなどを問題提起している。香港は、1965年12月に宣言された国連人種差別廃止国際公約を1969年に批准しており、返還後は中国の一部として中国と共にその締結を継続している。そのため、国連の所轄委員会が2008年12月から2009年にかけて公約遂行モニタリングを行った際に、行政区政府は中国と共に対応している。その際、非中国語母語話者に対する第二言語としての中国語教育政策不足を指摘されたが、2008年11月刊の「中国語文教育学習領域 中国語文課程補充指引（非華語學生）；（以下、「中文課程補足ガイド」とする）」により対応していることをアピールしている（Constitutional Mainland Affairs Bureau（民政事務局），2009）。この補足ガイドには、移民への広東語教育に対する政府の方針とその基準、来港時の年齢や目的などによる3種類の教授法などを提示しており、本稿では詳細を省くが第二言語としての日本語教育にも応用できる内容を含む、有用な資料である。国連の当該機関によるモニタリングを経て、2000年3月に民政事務局が、「消除一切形式種族歧视国際公約：International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination」のパンフレットを作製した。しかし、使われているイラストや写真画像は、まさに Jackson（2021）がステレオタイプ型であると批判するものであるのに対し、前述した Unison 作成の啓蒙ポスターや葉書のイラスト（前掲図1）は香港の実態をよく表現している。

5-2 小学校入学登録（Primary One Admission System: POA）の指定校廃止

香港では小学校1年生の入学登録（以下 POA とする）は自動的に行われるものではない。学区があり、通常は在住する学区内の学校の中から希望するところに入学申請をするのが基本であるが、一部の学校は学区を越えて入学者を募集することができるオープンアクセス制をとる。私立学校に分類される学校がそうであるが、公立学校の中で、民族的少数者のための「指定校」もこのオープンアクセス学校である。2003年の時点で「指定校」の初等学校は7校あった。2003年まで、民族的少数者たちは指定校にしか入学できず POA にすら参加できなかった（教育局，2013）。そのため指定校は学区の縛りがないオープンアクセス校だったのである。一般の資助学校は、運営は民間であるため学校長の権限が大きく、学校長が入学者を決定する権限（discretionary places）が入学者枠の1割⁷⁾まで認められ、残りの枠は分配システムによる教育局からの割り振りであるが、この分配システムから民族的少数者は除外されていた。英国統治時代にあった分離教育がそのまま踏襲され、中国語が母語ではない彼らは集約して指定校に集められていたのである。このような環境が公平な教育機会

を奪うことを指摘されており、2003年から、教育局は原則的に民族的少数者も一般の華人と同じ条件で、本人の在住する学区の一般校に、コンピュータによる分配システムで一般校（Ordinary schools）に入学できる仕組みに変更した。しかし、華人が第3希望までの学校に入学できる率に比べて民族的少数者のそれは華人の半分程度と低いものになっていることを、Unisonは統計資料を作成し、不平等を訴えている（2015）。ただし、広東語が全くできずに地元の学校へ入学が決まっても児童も学校も双方が困難に直面することが多く、結果的に2006年からは非中国語母語話者はPOAに参加しても学区外の元「指定校」も選択できるシステムに変更した。後にOxfamと香港大学の共同調査により、非中国語母語話者の受け入れには、学校と教員に多大な負担がかかっていることが明らかになっている（Oxfam & HKU, 2020）。

5-3 非中国語話者家庭のための多言語による香港の教育案内総合冊子

香港在住の民族的少数者の中には中国語が読めない、あるいは英語も中国語も読めないために情報へのアクセスがない、あるいは極端に限られていることが指摘されている（CLARE, 2015）。2007年には、教育局が多言語による教育情報冊子を作成した。この冊子は香港の各地域にある、教育局の地区サービスセンターに配置されており、無償で持ち帰ることができる。幼稚園から高等教育まで香港の教育制度全般が概説されており、各段階の入学手続き、学校の探し方、PTA活動、非中国語話者のためのサポート体制、各種機関の連絡先住所一覧までが中国語、インドネシア語、ヒンディー語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ウルドゥ語の各言語と英語で表記されたバイリンガル情報誌（Education Bureau, 2007; 2014）が言語別に用意されている。現在はウェブ上にpdf版が各言語別に掲載されている。返還前は教育局の通達や情報は英語と繁体字中国語の2言語のみだったが、返還直後はそれに簡体字中国語版が加わり2言語3書体だった。2007年には教育情報誌が更に6つの言語で用意されたことは大きな前進である。これらは既に香港に居住する民族的少数者向けのものである。

5-4 一般校への編入斡旋と学校への支援

非中国語話者が授業料無償の公立（官立、資助）学校に門前払いされる不当性はUnisonが民族的少数者の不利益として継続して訴えている項目である。受け入れ学校側に負担がかかるからであるが、この訴えを受けて、2013年に非中国語母語話者を10人以上受け入れている学校への補助金の加配分と教材開発（香港大学教育学院中文教育研究センターへの委託締結）を急速に進めた。

また、教育局が発刊する香港移民への教育案内パンフレットは、香港に新たに入国する移民が初めて手にする基本情報であると思われる。返還後もしばらくは、インターナショナル校や外国人学校などの学校一覧を示すのみで、現地の一般校への案内情報はなかった（教育署：Education Department 1996; 1998）。情報の内容に変化が見えたのは、2014年版である。教育局の刊行するEducation Opportunities in Hong Kong（教育局：Education Bureau, 2014; 2017）に初めて、現地校への編入学を希望する場合には、教育局が仲介する旨が明記された。

表 1 非語話者受け入れ児童生徒数による追加補助金額の推移

2013/14 年度		2014/15 年度		2020/21 年度		202/23 年度
受け入れ 人数	追加補助金 (HKD)	受け入れ 人数	追加補助金 (HKD)	受け入れ 人数	追加補助金 (HKD)	追加補助金 (HKD)
				1～5	15万	153,769
				6～9	30万	307,500
10～30	30万	10～25	80万	10～25	80万	820,000
31～60	40万	26～50	95万	26～50	95万	973,750
61～90	50万	51～75	110万	51～75	110万	1,127,500
91<	60万	76～90	125万	76～90	125万	1,381,250
		91<	150万	91<	150万	1,537,500

出典：EB Circular Memorandum No.59/2013、教育局通函第 8/2014 号、教育局通告第/2020 号、教育局通函第 96/2022 号より筆者作成

この大きな変化の背景と、実際にどのように教育局が介入するのかを教育局の担当官にインタビューして確認した結果、次の回答を得た（2019年3月18日）。「居住（予定）地にある学校の学校長へ直接教育局から電話で入学者枠に余裕がないかの確認をし、枠に余裕がある際には受け入れの要請をする。この背景には、この頃から香港を脱出する若い層が徐々に増え、一般校（資助学校）の生徒数枠に空きがみられるようになってきたためである。資助学校は、在籍者数により政府助成金が分配されるため、在籍者減は直接学校運営に影響を与える。生徒数枠を満たしていない場合、学校長は教育局からの要請を断れない状況を生み出している。加えて2013/14年より、非中国語母語話者の受け入れ人数により追加補助金が分配されるようになったことも受け入れ校のインセンティブになっている。」補助金額は、表1のように、年々見直され、10年で額が大きく変化している。なお、この補助金は、民族的少数者の指定校となっていた元々非中国語母語話者の多い学校にも適応される。学校ごとに状況は異なるため、非中国語母語話者教育のためであれば、その運用は学校に任せられる形式（school based management⁸⁾）をとる。それには放課後補習や一部取り出し授業、補助教員の雇用などがあげられる。

6. 試験制度の抜本的改革とそれに伴う学制の変更

6-1 新しい統一試験の影響

教育コミッションによる最終的な改革の提言が、英国式学制からの脱却と新しい試験導入である。英国式では2段階にわたる選抜を行って、一握りのエリートを養成する教育体系であった。しかし急速に変化する現代社会に対応するには、生涯学び続けることが可能な幅広い基礎学力を持つ全人的教育が必要であることを2000年の「改革建議」で訴えていた。中等教育を6年間の一貫とし、誰もが6年間の中等教育を無償で受けられることを保証、振

表2 2012-2022 DSE C群選択言語による成績

試験年度	ヒンディー語			ウルドゥ語		
	受験者／C群 選択者の実数	a合格%	不合格%	受験者／C群 選択者の実数	a合格%	不合格%
2012	10/250	10.0	20.0	5/250	40.0	20.0
2013	8/245	25.0	—	13/245	38.5	—
2014	7/245	33.3	16.7	16/245	50.0	6.3
2015	12/304	16.7	16.7	15/304	26.7	33.3
2016	0/316	—	—	30/316	56.7	3.3
2017	8/324	12.5	50.0	19/324	42.1	10.5
2018	11/424	36.4	—	27/424	55.6	—
2019	8/388	25.0	12.5	22/388	50.0	13.6
2020	10/448	10.0	40.0	27/448	48.1	18.5

出典：HKAE 2012-2020年文憑試内類学科成績概覧(2022)より筆者作成

り落とし試験ではなく、出口試験となる中等教育修了試験への移行を2009年の後期中等教育の教育課程から実行に移した。それまでの2つの振り落とし試験の代わりに中等教育修了を証明する「中等教育修了証書試験（原語：香港中學文憑憑考試；Hong Kong Diploma of Secondary Education: HKDSE）、（以下、「証書試験」とする）」が導入された。証書試験に関しては、大和（2014）の論考に詳しいため、本考察では、この新しい証書試験の導入が民族的少数者にどのような影響を与えたのかに注目する。指定校として非中国語母語話者の教育を担っていた学校でも、広東語教育に力を入れなくてはならなくなったことは前述したとおりである。証書試験は4科目⁹⁾が受験生全員の必修科目であり、この4科目に加えて選択科目を2科目～3科目を選択する。選択科目は、アカデミックな科目群のA群、学校外で提供される実習科目であるB群、その他の言語のC群がある。C群は、英国のCambridge Examination Syndicateが実施するGCSE AS-level試験で代用し、成績はaからeまでが合格である。その他の言語（日本の外国語に相当）としてフランス語、ドイツ語、スペイン語、日本語、ヒンディー語、ウルドゥ語から選択できるが、在籍校でそれらの科目が提供されていることが条件になる。民族的少数者の母語として考えられるのは、インド系のヒンディー語とパキスタン系のウルドゥ語に限られる。南アジアの国々は、多言語国家であるため、これら2つの言語は民族的少数者の一部の生徒の母語にしかない。非中国語母語話者がC群から言語を選択すると、必修の2言語に加えて3つ目の言語科目になる。試験局及評核局（HKEAA）の受験者データによると、ヒンディー語とウルドゥ語の選択者は決して多くはない。日本語受験者がC群受験者全体の約8割を占め、最高評定のa合格は60%にせまり、不合格者もわずかである。一方ヒンディー語とウルドゥ語のa合格者は少なく、不合格者も少なくない（表2）。

なお、証書試験は大学入学者選抜に使われると同時に、特に公務員の就職の際にも提示を

求められるもので、中等教育修了証書授与には、必修の4科目すべての成績が1～5の2以上であることが条件である。大学入学には、足切りラインとして、英・中・数・通識教育の4科目が順に3・3・2・2以上と設定されている。英語と中国語の語学試験では、筆記試験とは別日で読みやスピーキング、集団討論の試験も実施される¹⁰⁾ものである。統一試験でいきなりハードルをあげられた形の非中国語母語話者への不公平ともいえる扱いはUnisonだけでなく、平等機会委員会からの指摘の他に、試験局の統計や報告書にも、不利を被っているのが民族的少数者ではないかという記述が見られる。

6-2 必修中国語の壁

Unisonは、「両文三語」政策の下では非中国語母語話者の中国語教育に配慮が全くなく、学習に困難をきたしている現状を継続して立法議会に提出し（Unison, 2006a; 2006b; 2007; 2008）改善を求めている。前述した「中文課程補足ガイド(2008)」には、非中国語母語話者は、繁体字ではなく、大陸で使われる簡体字から導入してもいいこと、普通話からの学習も認めるとしているが、「香港社会が広東語生活圏であり、繁体字も日常生活で目にすることから、徐々に広東語及び繁体字の学習を勧める（p.6）」と記されている。

証書試験は2012年から2016年まで非中国語母語話者への特別な配慮なしに、5回実施されている。証書試験は学校教育課程と直結しているため、学校の教科として授業が提供され、3年間履修していないと試験科目にはならない。Unisonや平等委員会からの改善の求めに応じて2014年からは、B群（応用学習）に「サービス産業のための中国語（原語：服務業中文；Chinese for the Service Industry）」、「接待実務の中国語（原語：款待實服務中文；Practical Chinese in Hospitality）」、「応用学習の中国語（原語：應用學習中文；Applied Learning Chinese for Non-Chinese speaking students）」の3科目が加えられた。さらに同じB群に、「商業服務中文（原語：Chinese in Business Service）」が2017年から加わった。このようにして、後期中等教育学校で、母語としての中国語科の代わりに実用的な中国語（広東語）を2014年から履修選択できるようになった。しかしこれは実習科目として学校が提供していれば選択できることである上、2014年に始まったこの新教科の下で証書試験が実施されたのは、2017年からである。

香港の証書試験の導入は、香港全体の教育レベルの底上げを図り、香港スタンダードを確立させるものであったが、結果的には一部住民の不利につながり、教育の平等と公平のバランスの難しさが顕著化した事例となった。なお、Unisonや平等機会委員会からの継続的な働きかけにより、2022年現在は、非中国語母語話者は、香港の教育課程における学習が継続して6年未満であることを証明する学校長からの書類を提出すれば、GCSE AS-levelの中国語試験で代替することも認められるようになり、旧試験であるHKALEの時の扱いに戻った。

6-3 第二言語としての広東語教材の開発

広東語を第二言語として教える教材開発の必要性和、教授法の確立、指導者の養成が不可欠であることを認識した教育局は、教育局の教育課程委員会の中に第二言語としての中国

語教育課程開発部署を置き、前述のとおり、2014年に香港大學教育學院中文教育研究中心(CACLER)に第二外国語としての中国語(広東語)教材の開発と教授法の研究委託(大學—學校支援計劃:非華語小學生的中文學與教)している。これまでに教育理念や教授法に関する出版物、広東語の教材が5冊出版されている。香港が使う繁体字によるテキストであり、母語としてではなく、第二言語としての教材開発がようやく行われたのである。

7. 民族的少数者への早期広東語教育の徹底—幼児教育への支援

非中国語母語話者が香港社会に溶け込むには、早期から広東語教育を行うことが重要であるとの認識から、2007年には外国籍を含む香港住民の子どもを対象にした、就学前教育費を補助するバウチャー制度が導入された。バウチャーが使える就学前施設は香港教育課程を提供する園に限られ、バウチャー取得には保護者の申請が必要になる。申請にあたっての説明書と申込書は、英語、繁体字中国語はもとより、簡体字中国語、インドネシア語、ネパール語、タイ語、タガログ語、ヒンディー語、ウルドゥ語、(後にベトナム語が加えられる)で用意された。多くの場合、バウチャーを利用すれば、3年間の就学前教育を無償で受けられる。香港の言語教育は、就学前から広東語、英語、そして普通話の導入が始まる。

世界で初めて就学前教育段階での世界各国の幼児教育データを収集したOECD刊のStarting Strong II(2006)には、幼児期の投資が、対投資効果として最も高いことがグラフ¹¹⁾で表されており、豊富な経年調査データと共に、幼児期の教育投資の重要性が謳われている。この報告書が出版された翌年には早くもアジア各国で幼児教育の義務化ないし無償化に動いており、香港の幼児教育のバウチャー制導入は、その一連の動きではないかと思われる。多民族の香港社会への民族融合は、早期から始めることが最も効果的だと判断されたのであろう。それまでは香港の現地幼稚園には広東語ができないと、問い合わせすらできなかった。しかしUnisonは、それでも非中国語母語話者は、園に入園を拒否、ないし嫌な顔をされるといった差別があることを指摘(2015)、平等機会委員会もUnisonの指摘後に独自に調査し、改善を要求している(EOC, 2017)

8. 考察と今後の課題

返還後に、英国式から「香港の」教育制度確立を目指して行政区政府は次々に改革を進めていった。あたかも返還時に約束された50年間という有限の時間を、やっと手にした自分たち香港の体系づくりに情熱を燃やすかの如くだった。しばらくは、大多数を占める中華系香港人のための体制づくりに全力が注がれた。しかし、制度として整い始めると、全ての香港人のためと銘打った改革には民族的少数者への公平さの視点が欠けていることが民間からの指摘で徐々に明らかになる。2014年には施政方針(Hong Kong Government, 2014)に初めて「民族的少数者への支援と若年層への支援」が出てくる。特別行政区政府による報告書「2014年香港少数民族人士貧窮情況報告」(2015)には、これまで目が向けられてこなかつ

た民族的少数者の貧困状況に関する詳細な統計資料が報告され、教育格差がその背景にあることが指摘されている。その後2018年の施政方針（Hong Kong Government, 2018）で再び「民族的少数者へのさらなる支援」が謳われ、一般校での非中国語母語話者の支援の強化と、受け入れ校へのさらなる財政的支援強化が約束された。この方針は翌2019年の施政方針でも受け継がれる。これまで論じてきたように、香港は民族的少数者に対して様々な支援を講じ、予算を割いている。2022年秋からは、第二言語としての広東語教育の大学院講座が香港理工大学で開講されている。そしてこの講座に参加する教員には、学位取得にかかる費用の50%までが政府より支援される（教育局、2022）。これらの政府の動きは特定のモニタリング機構により指摘されたものではなく、Unisonを始めとする民間団体及び政府機関の調査報告からの指摘によるものである。返還以前から始まっていた教育改革が諮問機関によるトップダウン式であったのに対して、一連の教育改革が一通り達成された後は、ボトムアップ式になっていることは香港の特徴として特記できる。

返還後の香港の教育改革は大鉦を振るう大改革だった。経済力がある香港人の中には、行き先の不透明な公教育を避けて改革の及ばない私立学校や学費の高額な国際学校への入学・転校を選択した家庭も少なくない。それは華人に顕著であるが、本稿の対象者である民族的少数者にも当てはまる。国際校で提供される中国語は広東語ではなく、簡体字を使う普通話であるばかりか、例えばIBディプロマの場合、第二言語は上級の母語レベルから外国語初級レベルの中から選択でき、どのレベルであっても成績は1～7で評価される。中国語が母語でない場合、現地システムの試験より有利に大学入学資格を得られるのである。香港の現地教育課程を修了しても、国際校でIB Diplomaやアメリカの高校卒業資格を取得しても、地元香港の公立大学への接続は、選抜はあるものの、保証される。逆に香港の証書試験は、導入前にイギリスのUCAS Tariffと呼ばれる英国の試験との換算評価を周到に準備しているため、中国語で失敗しても、他の科目が優秀であれば、海外大学への進学が可能な資格試験である。中国語ができなければ全てが終わりというわけでもないが、国際校に進学するにしても、海外留学をするにしても、経済的に恵まれていることが前提となる。

2020年に中国側が一方的に香港国家安全法を制定し、一国二制度は反故にされたとも言われている。しかし、多民族社会である香港が大陸の普通話ではなく「広東語」と英語の徹底により、国家成立に重要な要素である「ことば」（田中、1981）と教育（高橋、2004）において、香港としての存在意義を示し、改革後はボトムアップの教育改善を進めていく手法には、大陸からの中国化の圧力にせめてもの抵抗をしているように受け止めることができる。それは、民族的少数者への公平な支援と統一試験の弾力的な変更がなされているからである。しかし、かれらの母語・継承語の保持に関しては新たな課題が残る。6-1で言及したように、「母語＝広東語」の教育制度の中で、様々な母語を継承できるシステムが整っているわけではなく、家庭に一任されているという問題である。

また、2000年から香港の学校に編入を希望する非中国語母語話者に対して6か月にわたる「香港生活開始プログラム：启动课程（Initiation programme）」が開始され、現在も継続していることが文献上分かっている。しかし、一般校への編入前に6か月もの間、どのよう

な教育が実施されているのか、誰がこの対象になり、誰が免除されるのか、案内以上の資料はどこにも見当たらない。他に、順応プログラム: 适应课程 (Induction programme) があるが、こちらは民間委託事業であるため、政府は教育にかかる経費は出すものの、内容は完全に民間任せである。これらの教育内容の実態調査は、今後の課題としたい。

補 注

- 1) 香港では、「民族的少数者」(Ethnic Minority) と「非中国語母語話者」(Non-Chinese Speaking) が使われるが、一般的に前者は統計資料において、後者は教育現場で使われる。どちらも欧米系は含まず、南アジア、東南アジアなどの住民や移民を示す際に使われる。本論では教育現場の課題に触れる際には原則非中国語母語話者 (NCS) を使う。
- 2) 人口統計による民族調査で使われる Chinese。中華系のルーツを持つ人という意味で「華人」を使う。様々な民族とのハーフも多く、アイデンティティは複数選択可の自己申告である。
- 3) 白人は民族ではないが、香港の人口統計では「白人 (White)」の選択肢がある。
- 4) 歴史的背景から、香港の教育課程を提供するメインストリーム校の他に外国人学校を含む国際学校が 60 校ほど開校する。その他、現地教育課程と国際課程の両方を一校の中で提供する一校二制度の学校など、様々な教育課程の学校が展開している。それらの学校全ては香港人に開放されており、どの種の学校からも香港の公立大学への入学が認められている。
- 5) この大陸からの児童「新移民」は返還前後に大きな問題になった。児童新移民に関する研究は愛みち子 (2007) の『香港返還と移民問題』汲古書院に詳しい。
- 6) 教育コミッションは 1984 年発足後、報告書 1 (1984)、報告書 2 (1986)、報告書 3 (1988)、報告書 4 (1990)、報告書 5 (1992)、報告書 6 (1996) を発表し、教育の改革の方向性を示してきた。2000 年刊行の『教育改革建議』が提言の集大成であり、それを基に現在の香港の教育への改革が実行された。
- 7) Discretionary places の割合は、本システムが導入された当時は 10% までと少なかったが、現在は 30% まで認められている。
- 8) 一般校での非中国語母語話者対象プログラムの例は、大和 (2015) 「香港における外国人児童生徒の教育：特定学校での集約的受け入れから一般校での分散受け入れへ」研究代表者：大野彰子『外国人児童生徒の教育等に関する国際比較研究 報告書』国立教育政策研究所 国際研究・協力部 pp. 114-126 に具体例が、石川 (2021) (引用文献掲載) にも言及がある。
- 9) 英語、中国語、数学、通識教育の 4 科目だったが、通識教育は、2020 年の香港国家安全法が施行された後に、2021/02 の後期中等教育から、中国からの一方的な指導により、「公民と社会発展」に差し換えられ、2024 年の証書試験から「公民と社会発展」になる。(HKEAA: <https://www.hkeaa.edu.hk/en/sba/introduction/>)
- 10) 証書試験の中・英のスピーキング、集団討論試験の内容、試験方法に関しては大和 (2017) 「香港における入試の種類と地域外進学先の多様化—大学進学枠が小さい香港の対策—」研究代表者：小川佳万『アジアにおける大学入試の多様化と高大接続プログラムの標準化に関する国際比較研究』科学研究費補助金 (基盤研究 (B)) 課題番号：JP15H05197 中間報告書 (pp. 56-66) に詳しい。
- 11) 日本では「ハックマンチャート」と呼ばれるもので、後に日本でも様々な幼児教育政策の提言などで使われている。

引用文献

- Adamson, B & Li, S. P. (1999) 'Primary and Secondary Schooling' in Bray & Koo Eds. *Education and Society in Hong Kong and Macau: Comparative Perspectives on Continuity and Change*. Comparative Education Research Centre, The University of Hong Kong. pp.35-57.
- Bhowmik, M.K., Kennedy, K.J. & Hue, M.-T. (2017) 'Education for All: But not Hong Kong's ethnic minority students'. *Race Ethnicity and Education*, 21: 5, pp.661-679. <https://doi.org/10.1080/13613324.2017.1294573>
- Bhowmik, M.K. (2019) 'Ethnic Minority Young People's Education in Hong Kong: Factors Influencing School Failure', in J. Gube, F. Gao (eds.), *Education, Ethnicity and Equity in the Multilingual Asian Context*, Multilingual Education 32. pp. 179-195. https://doi.org/10.1007/978-981-13-3125-1_11
- Centre for Advancement of Chinese Language Education and Research: CACLER (香港大学教育學院中文教育研究中心) (2015) 非華語學生家手冊 (2015 年版)
- Constitutional and Mainland Affairs Bureau (民生事務局) (2009) Legislative Council Panel on Constitutional Affairs; Hearing of the Report on the Hong Kong Special Administrative Region under the International Convention on The Elimination of All Forms of Racial Discrimination.
- Education Bureau (教育局) (2007); (2014) Non-Chinese Speaking Parent Information Package: Your Guide to Education in Hong Kong (Available in English + 6 languages, separately)
- Education Bureau (教育局) (2013) Clear the Air: Education Support for Non-Chinese Speaking Students.
- Education Bureau (教育局) (2014; 2017) Education Opportunities in Hong Kong.
- Education Commission (2000) 『香港教育改革建議：Lifelong Learning, Learning for Life』
- Education Department (教育署) (1996) Education in Hong Kong: A Brief Account of the Educational System with Statistical Summary.
- Education Department (教育署) (1998) Education Facilities for Non-Chinese Speaking Children .
- Equal Opportunities Commission: EOC (平等機會委員會) (2017) Survey on Kindergarten Admission Policies and Attitudes towards Non-Chinese Applicants.
- Hong Kong Government, The. (香港特別行政區政府) (2014) the 2014 Policy Address: Support for Ethnic Minorities; Support for Youth.
- Hong Kong Government, The. (香港特別行政區政府) (2018) the 2018 Policy Address: Strengthening Support for Ethnic Minorities.
- Hong Kong Unison Limited (2006 a) Unison's opinion on Education for ethnic minority children: LC Paper No.CB(2839/05-06(02), 9 Jan 2006.
- Hong Kong Unison Limited (2006 b) : 香港融樂會有限公司 立法會 CB(2)2720/05-06(10) 號文件「對於發展及制定一適合本港非華語學童的中文過程、不少學者、校長、家長、學生都有同一看法及訴求、只 EMB 仍然不肯承認有此需要」。(廣東語のみ 2006 年 7 月 10 日)
- Hong Kong Unison Limited (2007) 立法會 CB(2)286/07-08(01) 號文件 ; LC Paper No.CB(2)286/07-08(1), 30 Oct, 2007.
- Hong Kong Unison Limited (2008) LC Paper No. CB(2)79/08-09(09) The Views of Hong Kong Unison towards Education for non-Chinese Speaking Students.
- Hong Kong Unison Limited (2012) Racial Acceptance Survey Report, March 2012.

- Hong Kong Unison Limited (2015) Research on Kindergarten Support and Attitude towards Ethnic Minority Students in Hong Kong; May 2015.
- Hong Kong Unison Limited (2018) *A comprehensive review of learning and teaching of Chinese for ethnic minority students in Hong Kong 2006-2016*.
- Hong Kong Unison Limited (2020) 立法會 CB(2)1154/19-20(01) 號文件「福利事務委員會與民政事務委員會聯席會議 香港融樂會就少數族裔人士之言語支援服務及專責外展服務隊提交之意見書」.
- Jackson, L. (2021) *Contesting Education and Identity in Hong Kong*. Routledge Taylor & Francis Group.
- 香港特別行政區政府 (2015) 『2014 年香港少數族裔人士 貧窮狀況報告』 財政司長辦公室經濟分析及方便營商處經濟分析部、政府統計處 (廣東語のみ 2015 年 12 月)
- 香港課程發展議會 (2008) 中國語文教育學習領域 中國語文課程補充指引 (非華語學生) 香港課程發展議會編訂.
- 教育局 (2020) 教育局通告第 8/2020 號 加強支援非華語學生的中文學與教 新撥款安排.
- 教育局 (2022) 教授中文作為第二語言專進修津貼計劃.
- 民政事務局 (2000) 『消除一切形式種族歧視國際公約 International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination』.
- Kwok, K., Lee, K.-m. & Law, K.-y. (2018) 'Multicultural social work practice and South Asian migrants in Hong Kong'. *Journal of Social Work*, <https://doi.org/10.1080/17525098.2018.1512367>
- Li, D. C. S (2009) 'Towards 'bilingual and trilingualism' in Hong Kong (SAR): Problems, dilemmas and stakeholders' views' in Lim & Low (eds). *Multilingual, Globalizing Asia: Implications for policy and education*. AILA Review Volume 22. pp.72-84.
- OECD (2006) *Starting Strong II Early Childhood Education and Care*. OECD Publications
- Oxfam & HKU (2020) A Study on the Challenges Faced by Mainstream Schools in Educating Ethnic Minorities in Hong Kong.
- Poon, A. Y. K (2019) Language Education Policy in Hong Kong. in Kirkpatrick, Liddicoat (eds.) *The Routledge International Handbook of Language Education Policy in Asia*. Routledge. pp. 60-75.
- Sweeting, A. (2004) *Education in Hong Kong, 1941 to 2001*. Hong Kong University Press.
- Yang Memorial Methodist Social Service, Yau Tsim District Outreaching Social Work Team : 循道衛理楊震社會服務處油蔴地外展社會工作隊 (2000) 「香港「南亞裔」青少年教育受容及社會適應調查」 民政事務局平等機會.
- 石川朝子 (2019) 「香港 潤沢な教育費を投入し、移民の言語能力向上に資する教育政策」, 「香港学校に関する全ての人的リソースをパワーに パキスタン移民が学ぶ小学校のエスノグラフィ」 シリーズ・学力格差 4 『世界のしんどい学校：東アジアとヨーロッパに見る学力格差是正の取り組み』 明石書店. pp. 62-75., pp.189-210.
- 澤田ゆかり (1997) 「レッセ・フェールと社会福祉」 澤田ゆかり編 『植民地香港の構造変化』 アジア経済研究所 研究双書 No.480, pp. 231-261.
- 高橋哲哉 (2004) 『教育と国家』 講談社現代新書.
- 田中克彦 (1981) 『ことばと国家』 岩波新書.
- 大和洋子 (2014) 「香港の大学入学資格統一試験の改革：新試験 (2012) が目指す人材育成」 (論文) 国立教育政策研究所紀要 第 143 集、国立教育政策研究所 pp. 117-133.